

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)をご確認のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 告知義務について
- 保険金をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」はお申込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載しています。

明治安田生命の個人情報のお取扱いについて

個人情報の利用目的

■お客さまのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくため、ご契約のお申込みに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、明治安田生命は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・明治安田生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

個人情報の留意事項

明治安田生命の個人情報の取扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

○お客さまの身体・健康状態に関する情報について

- ◆お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- ◆また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- ◆なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

■明治安田生命におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

明治安田生命保険相互会社 総合代理店業務部 代理店サービスグループ TEL03-3283-1781 までご連絡ください。

募集代理店からのお知らせ

- この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店の苦情・ご相談の受付先については募集代理店にご確認ください。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本の返済が保証されていません。なお、死亡保険金は基本保険金額(一時払保険料)が最低保証されます。

(お問い合わせ、ご照会先)
募集代理店

(ご契約後のご照会先)
引受保険会社

 **明治安田生命保険相互会社**

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

電話 03(3283)8111番(代表)

ホームページ <http://www.meijiyasuda.co.jp/>



5年ごと利差配当付利率変動型一時払逡増終身保険

3倍法師

特徴1 ご契約後10年間
死亡保険金が毎年増加します!

- 財産はできるだけほしい…。●でも、相続が心配…。
- のこされた者同士のトラブルも困る…。

そんなあなたの希望を“カタチ”にしました。

特徴2 10年後も
死亡保険金が増加します!

特徴3 市場金利情勢に応じて
さらに死亡保険金の増加が
期待できます!

特に重要なお知らせ
(契約概要・注意喚起情報)

兼

商品パンフレット

かんたんにはじめて
あなたの大切な資産を
かしこく「ふやして」
大きく「のこす」お手伝い

ご契約前に必ずお読みください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、「I. 商品パンフレット」、「II. 特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」で構成されております。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特に主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。

この「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」のほか、ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

はじめにご確認ください。

1.この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

2.この商品はクーリング・オフ制度の対象です

申込日(申込書の記入日)または「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」(本書面)の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。

3.解約返戻金について

解約された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年数等によって異なりますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。

ご自身とご家族の将来について、
ぜひお考えください。

万一のことがあった場合…

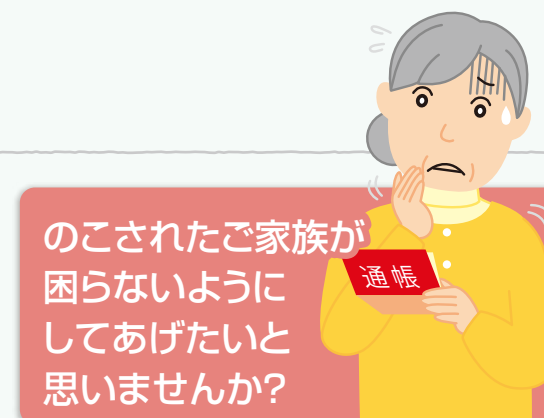
あなたの財産がどのように
分割されるかご存じですか？

- ➡ 遺言がない場合、相続人による「遺産分割協議」で配分が決まるため、あなたの意思が反映されるとは限りません。
- ➡ 「相続」が「争族」になるケースもあります。



あなたの預貯金は
どうなるかご存じですか？

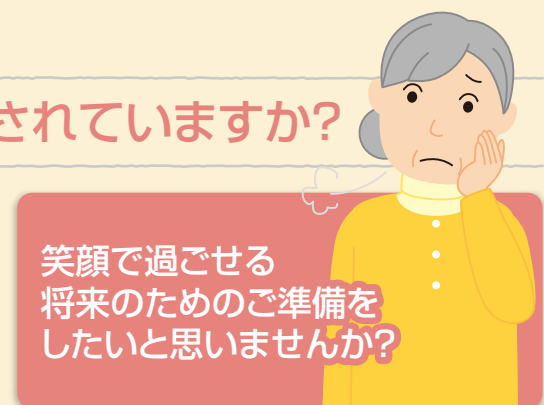
- ➡ 預貯金の名義人がお亡くなりになると、相続手続きが完了するまでの間、預貯金が引き出せない場合があります。
- ➡ 預貯金の名義変更には、各種書類が必要となります。



ご自身の将来のために…

あなたの将来のためのご準備はされていますか？

- ➡ ライフステージにあわせて、ご自身やご家族のためにご資金が必要になる場合もあります。
- ➡ 「万一の場合」だけでなく、「長生きをされた場合」のご準備についても、考える必要があります。



3ページをご覧ください

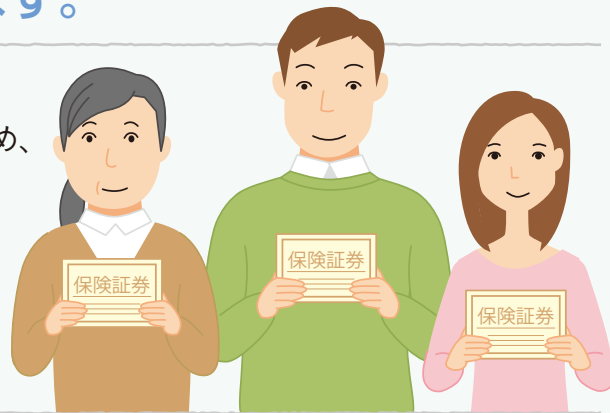
一時払終身保険には、 このような機能があります。

万一のことがあった場合…

あらかじめ 受取人を指定することができます。

▶ ご契約いただく際に「死亡保険金受取人」をご指定いただくため、将来誰がどれだけ受け取るかを、ご自身の意思で決めておくことが可能です(*)。

※死亡保険金受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。



すみやかに 現金を受け取ることができます。

▶ 死亡保険金受取人があらかじめ決まっているので、原則として遺産分割協議の対象から外れます(*)。したがって、死亡保険金受取人による手続きによりすみやかに現金化することが可能です。



* 生命保険金は、死亡保険金受取人固有の財産とされています。ただし、相続人間に著しい不公平が生じる場合には、死亡保険金受取人固有の財産とみなされない可能性があります。

ご自身の将来のために…

死亡保障にかえて、ご自身で受け取ることもできます。

▶ 将来、ニーズの変化があり、解約・減額をされた場合、死亡保障にかえて返戻金を契約者ご自身にお受け取りいただけます。

※一定期間内に解約された場合の返戻金は、一時払保険料を下回ります。
※解約された場合、ご契約は消滅します。
※解約・減額時に、課税が発生する場合があります。

「3増法師」の特徴



死亡保険金が毎年増加します!

ご契約後10年間は、毎年一定の割合で死亡保険金が増加します。

⚠ 毎年増加する率は契約日の年齢により異なります。

詳しくは7・8ページをご覧ください。



10年後も死亡保険金が増加します!

10年後に増加する死亡保険金は契約日に確定します。

⚠ 10年後に増加する死亡保険金は契約日の年齢・性別・予定利率により異なります。

詳しくは7・8ページをご覧ください。



さらに死亡保険金の増加が期待できます!

予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率(年1.2%)を上回る場合は、死亡保険金が増加します(予定利率は市場金利情勢に応じて決定します)。

⚠ 予定利率計算基準日における年齢が95歳を超えると死亡保険金が増加しない場合があります。

詳しくは7・8ページをご覧ください。

■ご契約に際して

被保険者の契約年齢(保険年齢)*	20歳~85歳*
最低基本保険金額(一時払保険料)	300万円(10万円単位)
最高基本保険金額(一時払保険料)	20歳~59歳* : 1億円 60歳~85歳* : 2億円
告知	簡易告知
増額	お取扱いはありません。
契約者貸付	お取扱いはありません。

* 契約日における被保険者の契約年齢(保険年齢)は、満年齢とは異なる場合があります。契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢に1歳を加算します。
[例] 1月1日生まれで満年齢が60歳の方は、契約日がその年の7月1日以降になると、契約年齢(保険年齢)は61歳に切り上がります。

※同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、左記金額までご加入いただけないことがあります。

5年ごと利差配当付利率変動型一時払増終身保険 3増法師

大切な資産を「ふやしてのこす」。 利率変動タイプの一時的払増終身保険「3増法師」。



死亡保険金が毎年増加します!

ご契約後10年間は、毎年一定の割合で死亡保険金が増加します。

⚠ 毎年増加する率は契約日の年齢により異なります。

詳しくは7・8ページをご覧ください。



10年後も死亡保険金が増加します!

10年後に増加する死亡保険金は契約日に確定します。

⚠ 10年後に増加する死亡保険金は契約日の年齢・性別・予定利率*5により異なります。

詳しくは7・8ページをご覧ください。



さらに死亡保険金の増加が期待できます!

予定利率計算基準日の予定利率*5が最低保証予定利率(年1.2%)を上回る場合は、死亡保険金が増加します(予定利率は市場金利情勢に応じて決定します)。

⚠ 予定利率計算基準日における年齢が95歳を超えると死亡保険金が増加しない場合があります。

詳しくは7・8ページをご覧ください。

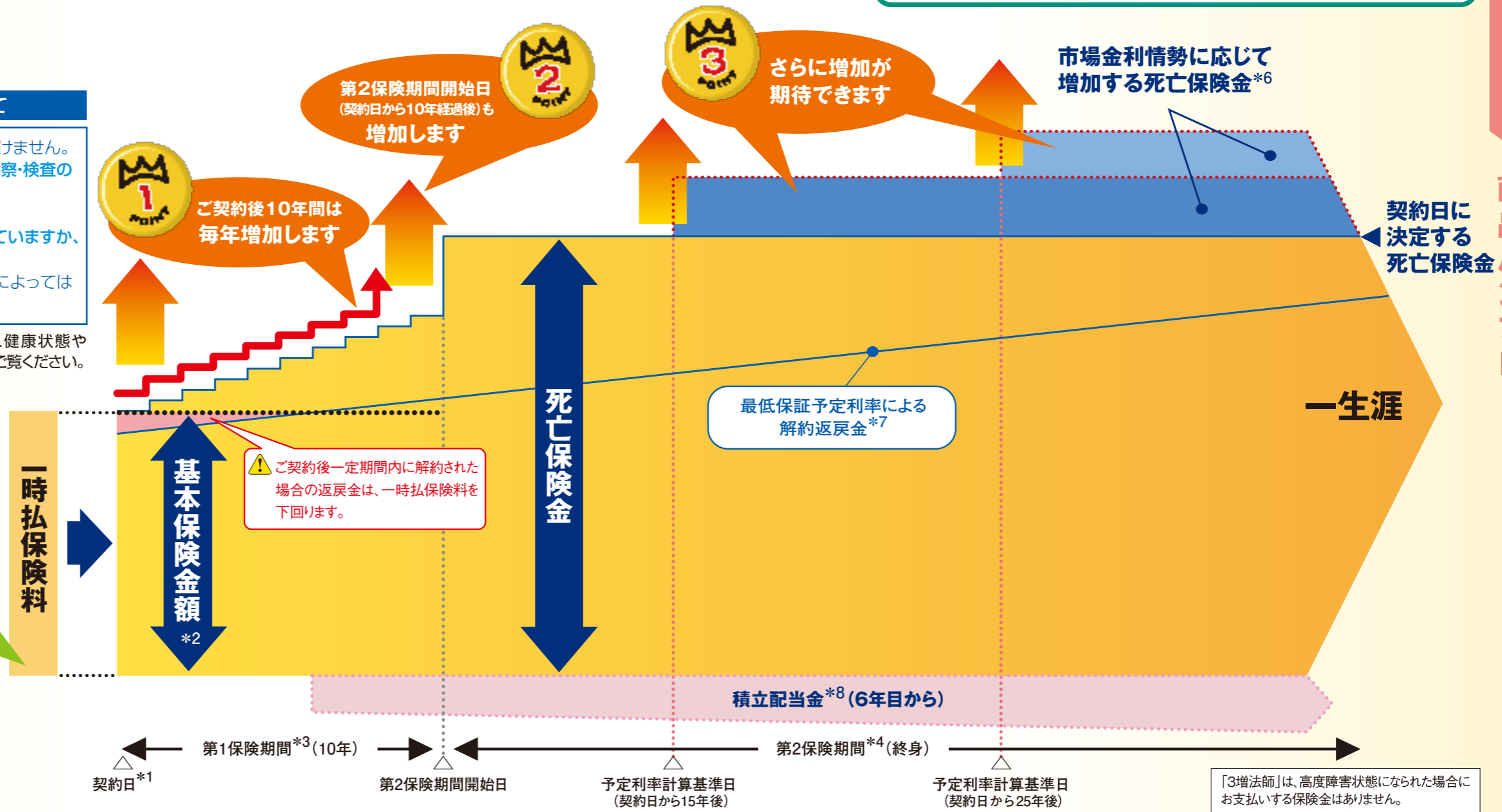
商品のしくみ(イメージ図)

ご加入に際して告知していただく事項について

- 以下の2項目に該当する項目がある場合には、ご契約いただけません。
 - ①現在入院中ですか、あるいは最近3ヵ月以内に、医師の診察・検査の結果、入院をすすめられたことがありますか(ただし、すでに退院されている場合をのぞきます)。
 - ②現在、公的介護保険の要介護(要支援を含む)認定を受けていますか、あるいは認定の申請中ですか。
 ※2つの告知項目に当てはまらない場合でも、ご職業等によってはご契約いただけないことがあります。

※告知に関する重要事項は、11ページの「注意喚起情報 2.健康状態や職業等については、ありのままを告知してください(告知義務)」をご覧ください。

かんたんな告知でご加入いただけます
ご加入にあたって医師の診査や診断書等は一切不要です。



*1 契約日
契約日は、被保険者が告知をした日、または明治安田生命が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)のいずれか遅い日になります。

*2 基本保険金額
基本保険金額は、死亡保険金を支払う場合の基準となる金額で、一時払保険料と同額とします(ただし、基本保険金額が減額された場合を除きます)。

*3 第1保険期間
契約日から起算した10年間をいいます。
*4 第2保険期間
第1保険期間満了日の翌日から終身をいい、その始期日を第2保険期間開始日とします。

*5 予定利率
予定利率は、毎月1日に設定されます。予定利率は、契約日および契約日後に到来する各予定利率計算基準日における各予定利率計算基準日の前日基準日は、契約日から15年後の年単位の契約日当日とし、以後の予定利率計算基準日は、直前の予定利率計算基準日から10年ごとの年単位の契約日当日とします。されるものではありません。

*6 市場金利情勢に応じて増加する死亡保険金
契約日から15年後、その後10年ごとの予定利率計算基準日における予定利率に応じて死亡保険金が増加します。一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。ただし、予定利率が最低保証予定利率と同じ場合は、死亡保険金は増加しません。

*7 解約返戻金
解約された場合の返戻金は、契約年齢・性別・経過年数等によって異なりますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。

*8 配当金
配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後5年ごとの資産の運用実績に応じて、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。

「3増法師」は、高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金はありません。

商品パンフレット

商品パンフレット

大切な資産をかしこく「ふやす」ためのしくみ。



●第1保険期間(契約日から10年間)の死亡保険金は、**毎年増加**します。

- ・毎年の契約応当日に死亡保険金が基本保険金額に対して一定の割合で増加します。
- ・死亡保険金の増加率は、契約日の年齢により異なります。
- ・契約日の予定利率にかかわらず、年齢別死亡保険金の増加率は一定です。

年齢別死亡保険金の増加率
(イメージ図)

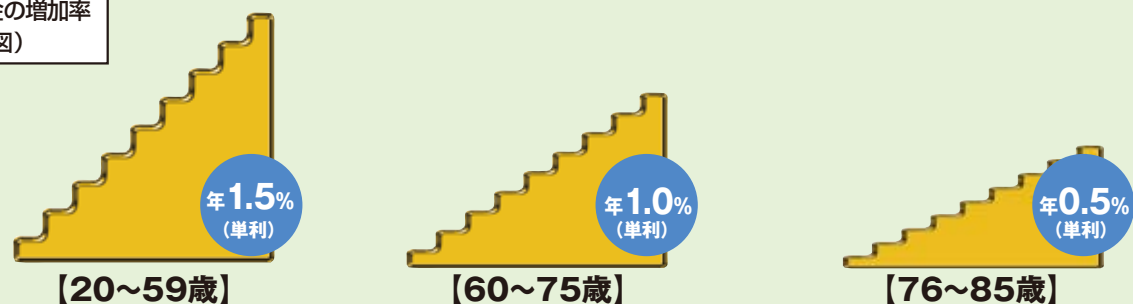


表1: 第1保険期間(契約日から10年間)の死亡保険金額推移例表(基本保険金額1,000万円の場合) 単位:万円

契約年齢	第1保険年度	第2保険年度	第3保険年度	第4保険年度	第5保険年度	第6保険年度	第7保険年度	第8保険年度	第9保険年度	第10保険年度
50歳	1,000	1,015	1,030	1,045	1,060	1,075	1,090	1,105	1,120	1,135
60歳	1,000	1,010	1,020	1,030	1,040	1,050	1,060	1,070	1,080	1,090
70歳	1,000	1,010	1,020	1,030	1,040	1,050	1,060	1,070	1,080	1,090
80歳	1,000	1,005	1,010	1,015	1,020	1,025	1,030	1,035	1,040	1,045

※保険年度とは、契約日または各年の契約応当日から、その翌年の契約応当日の前日までの1年ごとの期間をいいます。第1保険年度は、契約日から翌年の契約応当日の前日までの1年間をいいます。



●第2保険期間開始日(契約日から10年経過後)も死亡保険金が**増加**します。

- ・第2保険期間開始日の死亡保険金は、契約日に決定されます。
- ・契約日の年齢・性別・予定利率により死亡保険金は異なります。
- ・契約日に決定した第2保険期間開始日の死亡保険金は最低保証されています。

表2: 第2保険期間開始日(契約日から10年経過後)の死亡保険金額例表(基本保険金額1,000万円の場合) 単位:万円

契約日の 予定利率	男性			女性		
	年1.2% (最低保証予定利率)	年1.5%	年1.8%	年1.2% (最低保証予定利率)	年1.5%	年1.8%
50歳	1,308	1,368	1,431	1,380	1,443	1,509
60歳	1,216	1,273	1,333	1,273	1,331	1,393
70歳	1,135	1,193	1,253	1,178	1,234	1,292
80歳	1,085	1,160	1,239	1,115	1,175	1,238

※保険料率(予定利率以外)については、2012年4月現在のものです。



●さらに死亡保険金の**増加**が期待できます。

- ・予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率(年1.2%)を上回る場合は、当該基準日以降の死亡保険金が増加します。
- ※ただし、予定利率計算基準日における年齢が95歳を超えると、死亡保険金が増加しない場合があります。
- ・一度増加した死亡保険金は、その後減ることはありません。
- ※予定利率計算基準日の予定利率が、契約日または前回の予定利率計算基準日に適用された予定利率を下回る場合でも、契約日または前回の予定利率計算基準日に決定した死亡保険金を下回ることはありません。

表3: 予定利率計算基準日(契約日から15年経過後)の死亡保険金額例表(基本保険金額1,000万円の場合) 単位:万円

適用される 予定利率	男性			女性		
	年1.2% (最低保証予定利率)	年1.5%	年1.8%	年1.2% (最低保証予定利率)	年1.5%	年1.8%
50歳	1,308	1,405	1,509	1,380	1,484	1,596
60歳	1,216	1,302	1,394	1,273	1,366	1,466
70歳	1,135	1,211	1,291	1,178	1,258	1,343
80歳	1,085	1,169	1,256	1,115	1,186	1,262

※上記数値は、契約日の予定利率と同率が適用された場合の数値を表示しています。

※保険料率(予定利率以外)については、2012年4月現在のものです。

商品パンフレット

商品パンフレット

契約概要

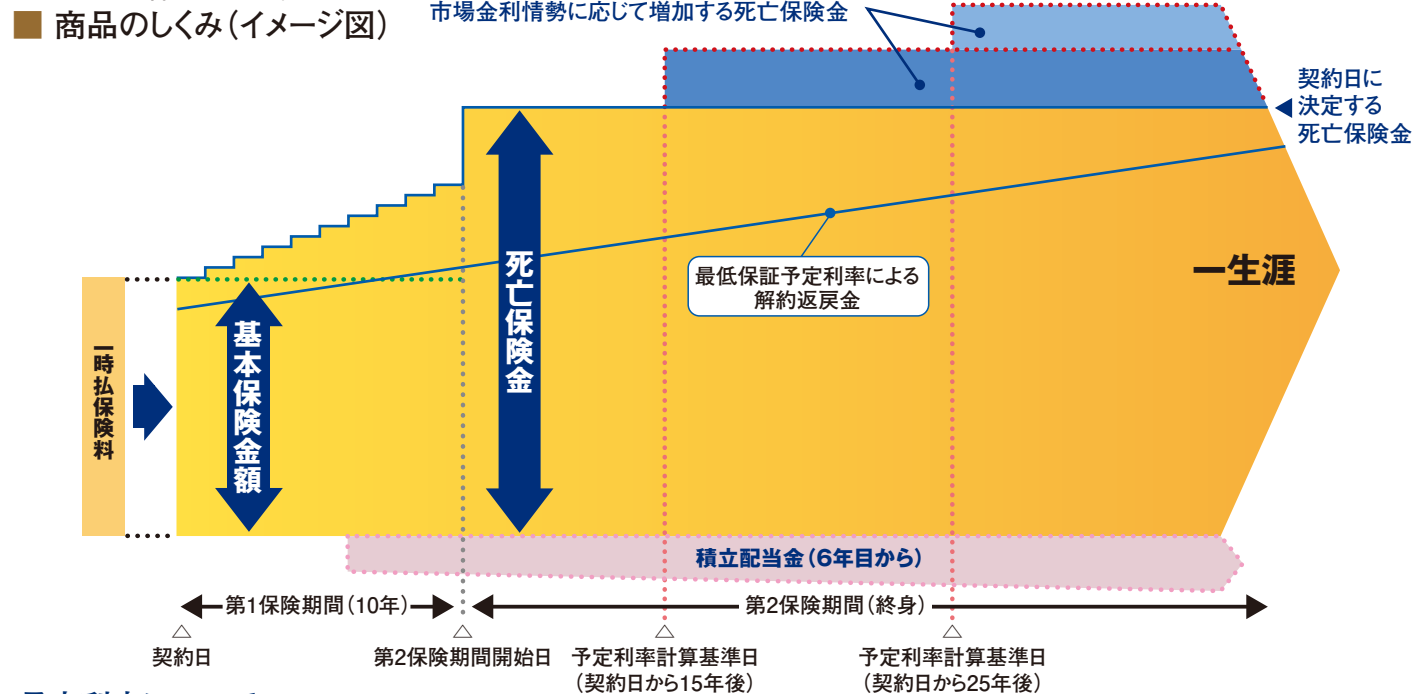
- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と住所等について

- 名称 明治安田生命保険相互会社
- 住所 本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
連絡先 明治安田生命コミュニケーションセンター 0120-662-332
ホームページアドレス <http://www.meijiyasuda.co.jp/>

2. 商品の特徴としくみ

- 保険商品の名称(正式名称) 5年ごと利差配当付利率変動型一時払増終身保険
- 商品の特徴
この保険は、生涯にわたる死亡保障をご準備いただける保険であり、以下の特徴があります。
①ご契約後10年間は、毎年一定の割合で死亡保険金が増加します。
②ご契約後10年経過後は、契約日の年齢・性別・予定利率に応じて死亡保険金が増加します。
③予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合には、さらに死亡保険金が増加します。



予定利率について

予定利率は、毎月1日に設定されます。予定利率は、契約日および契約日後に到来する各予定利率計算基準日における予定利率を次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。なお、一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。

死亡保険金について

被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします(高度障害状態になられた場合にお支払いする保険金はありません)。

保険期間	死亡保険金
第1保険期間(契約日から10年間)	基本保険金額(一時払保険料)×次頁に定める率*1
第2保険期間(第1保険期間満了の翌日から終身)	契約日の年齢・性別・予定利率に応じて定める死亡保険金*2

*1 基本保険金額(一時払保険料)に乗じる率

契約年齢	第1 保険年度	第2 保険年度	第3 保険年度	第4 保険年度	第5 保険年度	第6 保険年度	第7 保険年度	第8 保険年度	第9 保険年度	第10 保険年度
20~59歳	1.000	1.015	1.030	1.045	1.060	1.075	1.090	1.105	1.120	1.135
60~75歳	1.000	1.010	1.020	1.030	1.040	1.050	1.060	1.070	1.080	1.090
76~85歳	1.000	1.005	1.010	1.015	1.020	1.025	1.030	1.035	1.040	1.045

*2 予定利率計算基準日における予定利率が、最低保証予定利率を上回る場合は、当該基準日以降の死亡保険金が増加します。ただし、予定利率計算基準日における年齢が95歳を超えると、死亡保険金が増加しない場合があります。

■ 特約について

死亡保険金は「年金支払特約」を付加することにより、一時金にかえて年金でお受取りいただけます。死亡保険金受取人のお申出により、死亡保険金のご請求時に付加することができます(ご契約成立後、契約者のお申出により付加することも可能です)。

3. お申込みに際して

■ この商品は生命保険です

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本の返済が保証されていません。

■ お取扱いの規程

保険料の払込方法・保険期間	一時払・終身	
	20歳~59歳	60歳~85歳
契約年齢(保険年齢)範囲*	20歳~59歳	60歳~85歳
基本保険金額(一時払保険料)	300万円~1億円(10万円単位)	300万円~2億円(10万円単位)
最低保証予定利率	年1.2%	

* 契約日における被保険者の契約年齢(保険年齢)は、満年齢とは異なる場合があります。契約日が直前の誕生日から6ヵ月以内の場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢と同一となります。また、契約日が直前の誕生日から6ヵ月を1日でも超えている場合、契約年齢(保険年齢)は満年齢に1歳を加算します。
[例] 1月1日生まれで満年齢が60歳の方は、契約日がその年の7月1日以降になると、契約年齢(保険年齢)は61歳に切り上がります。
※同一被保険者がすでに明治安田生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけません。
※基本保険金額(一時払保険料)、保険期間等、ご契約の具体的な内容につきましては、この「契約概要」および「3増法 保険契約申込書」のお申込内容を必ずご確認ください。

■ 保険金のお支払事由

・被保険者が保険期間中に死亡されたとき。

保険金をお支払いできない場合

・保険金をお支払いできない場合の主な事由については、12ページの「注意喚起情報 4. 次のような場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります。」をご覧ください。

4. 配当金・解約返戻金について

■ 配当金

- ・配当金は、資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、資産の運用実績によっては、配当金をお支払いできないことがあります。
- ・次のような場合には、5年ごとの契約応当日を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。
 - 保険金の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
 - 解約される場合
- ※ご契約から2年以内に解約される場合、配当金はありません。
- ※解約される場合にお支払いする配当金は、保険金のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。
- ・配当金は明治安田生命所定の利率(この利率は経済情勢により変更することがあります)で積み立てておき、契約者から請求があったとき、または、保険金や解約返戻金をお支払いするときにあわせてお支払いします。

■ 解約返戻金

- ・ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。
- ・詳しくは、12ページの「注意喚起情報 5. 解約・減額と返戻金について」をご覧ください。

注意喚起情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。
- 特に、主な免責事由等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 8日以内であれば、お申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込日(申込書の記入日)または、本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます。消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」)をすることができます。この場合には、お申込みいただいた金額をお返しいたします。
※お申込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。
 - お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田生命宛上記期限内に発信してください。
 - ①契約者の氏名・フリガナ・住所・電話番号・印鑑(申込書に押印したものと同一印を押印)
 - ②商品名・一時払保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名[カナ・漢字])
 - ③お申込みの撤回等をする旨の文言
- 【書面の送付先】 〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社 事務サービス企画部 ダイレクト事務サービスグループ
- ※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申出をお勧めします。

2. 健康状態や職業等については、ありのままを告知してください(告知義務)。

- 契約者や被保険者には健康状態や職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、現在の健康状態や職業等、明治安田生命が「申込書」、「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
 - 告知受領権(告知をお受けできる権限)は明治安田生命が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 明治安田生命の確認担当職員または明治安田生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただくことがあります。
 - 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 - 募集代理店の担当者(生命保険募集人)等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合(以下、「告知の妨害等」)には、明治安田生命はご契約を解除することはできません。ただし、明治安田生命がおたずねした告知事項について、担当者等による告知の妨害等がなく、契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田生命はご契約を解除することができます。
- ※ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があれば契約者にお支払いします。

3. 保険契約が承諾となった場合、告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を開始します(保障の開始)。

- お申込みいただいたご契約を明治安田生命が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払込みがともに完了したときから、明治安田生命はご契約上の責任を負います。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。

4. 次のような場合には、死亡保険金をお支払いできないことがあります。

- 免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合。
- 死亡保険金を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、保険金の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5. 解約・減額と返戻金について

- お払込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が、解約・減額の際に払い戻されます。解約・減額はいつでもお取り扱いいたしますが、解約の場合、ご契約は消滅します。
- 保険契約が解約・減額された場合の返戻金は契約年齢・性別・経過年数等により異なります。
 - ・ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は一時払保険料を下回ります。
 - ・また、一定期間経過後に解約された場合でも、返戻金はその時点の死亡保険金が上限となります。
- 基本保険金額の減額は、10万円以上、10万円単位でお取り扱いいたします(減額後の基本保険金額100万円以上)。

[解約返戻金額の推移(60歳男性・一時払保険料1,000万円、予定利率 年1.2%の場合)] 単位:万円

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	15年	20年
解約返戻金額	965	967	973	980	989	1,000	1,015	1,027	1,040	1,052	1,094	1,120

※上記数値は、最低保証予定利率が継続して適用されたものとして計算しています。また、各保険年度の最終日(翌年度の契約応当日の前日)時点の返戻金額です。
(例)契約日が2012年4月16日の場合、経過年数「1年」の解約返戻金額は2013年4月15日(第1保険年度最終日)時点の金額を記載しています。
※予定利率以外の保険料率については、2012年4月現在のものです。

6. 保険金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
 - 明治安田生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 詳細に関するお問い合わせ先：生命保険契約者保護機構 TEL03-3286-2820 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

7. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときは、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。
 - ・多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
 - ・新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
 - ・現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
 - ・一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申込みをお断りしたり、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなる場合があります。

8. 相互会社の社員の権利義務について

- 明治安田生命は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

9. 生命保険の税金について

- 生命保険料控除について

お払込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。
- 解約返戻金受取時にかかる税金について

一時所得扱いとなり、所得税と住民税が課税されます。

一時所得の課税対象額 = { 解約返戻金 - 必要経費(既払込保険料) - 特別控除(50万円を限度とする) } × 1/2

※他の一時所得と合算します。
- 死亡保険金受取時にかかる税金について

死亡保険金受取時には、契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税・住民税(一時所得)、贈与税が課税されます。

[ご契約例]


	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税・住民税 (一時所得)
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

※詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取扱い等については、2012年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお払込み、保全手続き、保険金等のお受取り、相続等に関する税務の取扱いが変わる場合があります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

10. 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

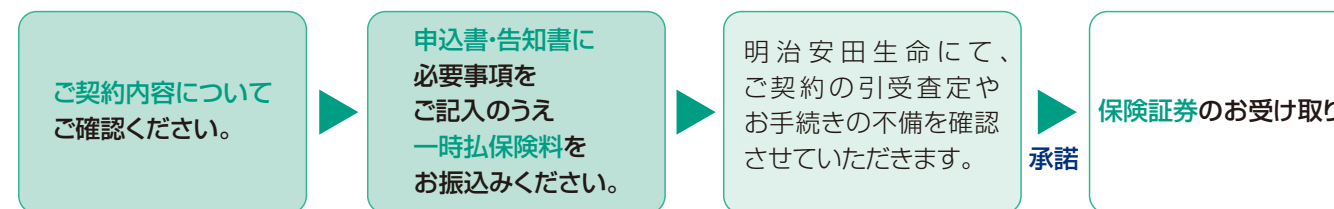
- お手続きやご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容のご照会、各種お手続きについては、「明治安田生命コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田生命コミュニケーションセンター  0120-662-332

月曜～金曜(除く祝日・年末年始)9:00～18:00 土曜(除く祝日・年末年始)9:00～17:00

- この商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。
 - 社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

- お申込みのお手続きの流れ



被保険者が告知をした日、または明治安田生命が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)のいずれか遅い日の予定利率が適用されます。

- ご契約後、明治安田生命から以下の書類をお届けします。

ご契約後	<ul style="list-style-type: none"> ●生命保険証券 ●生命保険料控除証明書 ・1月1日から9月30日までのご契約……………10月中旬に発送 ・10月1日から12月31日までのご契約……………ご契約成立後に順次発送
保険期間中	●明治安田生命からのお知らせ(年1回)
各種手続き完了後	●手続き完了のお知らせ

※上記は、2012年4月現在、郵送を予定しているものであり、名称・郵送時期等は将来変更となる場合があります。

11. 保険金等のご請求について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性が考えられる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田生命コミュニケーションセンター」にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(<http://www.meijiyasuda.co.jp/>)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 明治安田生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ず明治安田生命にご連絡ください。